

# 「社会問題」の論争における「リンク・ターン」の特徴と作用

—2010年東京都青少年条例改正論争を事例として—

Towards Formulating the “Link-Turn” Refutation in Social Problems Controversy:  
A Study of Controversy over the Revision of Sexually Explicit Manga Regulation in Japan, 2010

佐藤 寿昭\*  
Toshiaki Sato

## 1. 問題意識——「社会問題」の論争における「リンク・ターン」の特徴と作用

### 1.1 ディベート研究における「リンク・ターン」という反論戦術

本論文は、論点構築プロセスの分析に長けた「ディベート研究」における「リンク・ターン」という反論戦術を、「社会問題」の論争プロセスを分析する方法論である「社会問題の構築主義アプローチ」の枠組みに位置づけることで、同アプローチの方法論としての有用性をいっそう高めることを試みるものである。

リンク・ターンは、ディベートにおける反論戦術の一つである「ターンアラウンド」の一類型である。ターンアラウンドとは、広義には「相手の議論を流用して自分の議論を強める」反論戦術である（松本・鈴木・青沼 2009: 242）。その一類型であるリンク・ターンは、相手の議論を一部認める一方、その部分と他の部分のリンク（関連性）を「自分たちの立場に有利になるように180度回転させてしまう」（松本他 2009: 43）反論戦術である。たとえば、以下の「論争」を想定してみよう。なお本論文では、林原玲洋の定義にしたがい、「主張と理由の組み合わせ

からなる（引用者註：個々の）ディスコース」（林原 2013: 218）を「議論」と定義する。さらに「議論」は相手方の主張または理由の否定を〈含まない／含む〉の違いにより、〈「立論」／「反論」〉に分類される。そして「立論と反論の連鎖からなるコミュニケーション」（林原 2013: 220）を「論争」と定義する。

[Ex1] ①児童を性の対象として描いた漫画が蔓延している。②我々大人は児童をこうした状況から守らなければならない。③そのため、児童ポルノ禁止法を改正し、そのような漫画に対処することを求める。

[Ex2] ②' 確かに我々大人は児童を守らなければならない。④しかし、だからこそ児童ポルノ禁止法に漫画規制を含めることには反対である。⑤なぜなら、被害者の

\* 大学院学際情報学府博士課程／日本学術振興会特別研究員

キーワード：社会問題の構築主義アプローチ、ディベート研究、クレイム分析、レトリック分析、ターンアラウンド、リンク・ターン、対抗レトリック

いない漫画の性行為を規制することで、実在の児童に対する性的虐待を防ぐという児童ポルノ禁止法の目的がぼやけてしまうからである。

上掲の論争でEx2は、Ex1の議論の一部、②「大人は児童を守らなければならない」という部分を承認している。そのうえでEx2は、Ex1の③「児童ポルノ禁止法改正」という手段では、かえって②から遠ざかってしまうと反論する。すなわち、②と③のリンク（関連性）を180度回転させているのである。これが、リンク・ターンの反論戦術である。

ディベート研究では、このリンク・ターンは相手方にさらなる反論を強いる、すなわち、論争の論点の一つを構築する作用を有する重要な反論戦術であるとされている（松本 他 2009: 242-4, 265-7）。

同様の作用が「社会問題」をめぐる論争においても見られるのではないか、というのが本論文の仮説である。例示のために要約したが、Ex1とEx2の論争は2014年の児童ポルノ禁止法

## 1. 2 本論文の構成

2章では上掲の社会問題の構築主義アプローチにおける「反論」分析の先行研究を紹介し、「社会問題」の論争を分析する際のリンク・ターンの位置づけについて探る。3章、4章は事例分析である。3章では、2010年の東京都青少年条

改正論争で実際に見られたものである。佐藤寿昭は、Ex2のリンク・ターンを契機に、同論争において「改正賛成／反対のどちらが児童の保護を考えている立場か」を争う「擁護者コンテスト」（佐藤 2015: 213）という論点が構築されたことを分析している。

Ex1とEx2の論争のように、「社会問題」のプロセスでは議論に対する反論、反論に対する再反論という形で「社会問題」の輪郭が形作られていく。このときリンク・ターンの反論戦術は、相手方の議論を一部承認することで人々を合意に近づけると同時に、承認した部分に別の解釈を当てはめることで対立の構図を明確にし、論争の論点を構築する重要な役割を果たしていると考えられる。

本論文では、事例分析を通じて、実際の「社会問題」の論争においてもリンク・ターンが論点を構築する作用を有する可能性があることを具体的に明らかにする。そして、「社会問題」の論争分析の方法論である「社会問題の構築主義アプローチ」にリンク・ターンを位置づけ、同アプローチの方法論としての有用性をいっそう高めることを試みる。

例改正論争の経緯を概略し、4章で、この事例において見られたリンク・ターンを分析する。そして5章で改めてリンク・ターンの特徴および作用を考察し、6章で全体をまとめ、本論文の意義と限界を提示する。

## 2. 方法論——「社会問題の構築主義アプローチ」における「反論」の分析枠組み

### 2.1 「社会問題」の論争を分析するための方法論——社会問題の構築主義アプローチ

「社会問題」をめぐる論争を「一種のダイアローグの空間として捉えたときに、どのような言説やレトリックが有効になるか、あるいは行き詰まりうるか」（赤川 2012: 131）を分析するための方法論に、「社会問題の構築主義アプローチ」がある。

この方法論は、「社会問題」が「相互作用的な解釈実践」（Holstein & Miller 1993=2000: 115）によって構築されると想定し、そのプロセスを分析するための方法論である。つまり、人びとが「これは社会問題だ」と訴えるクレームにおいて、「社会問題」はどのように定義され、その定義はどのような反応を受け、変化し、

展開していくのかというプロセスを研究するための方法論である。なお、ここで「クレーム」とは、「何かが間違っていること、あるいは解決されなければならない問題が存在することを他者に納得させる努力としての主張」（Best 2008: 18）であり、1.1の「議論」と同様の意味を持つ。

こうした問題関心から、社会問題の構築主義アプローチには論争のプロセスを分析するための様々な方法論的枠組みがある。このうち本章では、「反論」（1.1参照）分析の枠組みを検討し、その枠組みにリンク・ターンを位置づける可能性について考察したい。

### 2.2 Bestのレトリック分析

S. Toulmin（1958=2011）の「議論モデル」を応用したJ. Bestは、クレームを以下の図2.2のような三要素に分解する枠組みを提案した（Best 2008: 31の図を再構成）。この枠組みは、

後出のP. R. Ibarra & J. I. Kitsuse（1993=2000: 76-86）とともに、クレーム分析の代表的な方法論的枠組みのひとつとされている（赤川 2012, 林原 2013）。

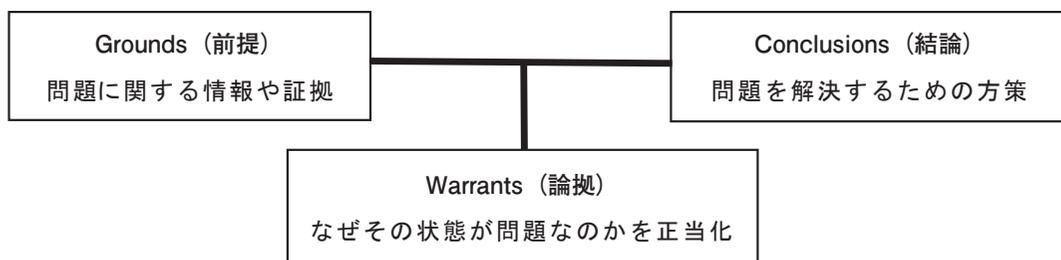


図2.2 Bestによる社会問題のクレームの構造

具体的に理解するために、Bestの枠組みを用いてEx1を分析してみよう。Bestの枠組みでは、Ex1の①のように、問題の状況を記述している部分を「前提」、②のように「なぜ①が問題なのか」という価値判断を含む部分を「論拠」、③のように「どう解決されるべきか」を含む部分を「結論」とする<sup>1</sup>。Bestの「レトリック分析」では、クレーム申し立て者がこの三要素にどのような言説的資源を配置し、それらをどう組み合わせているかに着目する。

Bestの枠組みを批判しつつも応用可能性を探った研究に佐藤寿昭(2015)がある。佐藤は、クレームは前後のクレームと「相互に関係づけられている」にもかかわらず、Bestの事例研究(Best 1987=2006)はそれを「単体で抜き出し

……『リスト化』(佐藤 2015: 214)してしまっていると批判する。さらに佐藤は、Bestの枠組みを用いた経験的研究である山本功(1994)や赤川学(2012, 2013)を参照し、「ベストの枠組みは……あるクレームが、その前後に申し立てられた別のクレームとどの部分を共有し、異なり、賛同し、また批判しているのかという相互の関係を記述する際にこそ真価を発揮する」(佐藤 2015: 215)と述べている。

Ex1とEx2の論争の場合、Ex2はEx1の②論拠を承認するからこそ、Ex1の③結論に反対し、Ex2で④代案の結論を提示している。このように、Bestの枠組みによって、リンク・ターンを具体的かつ統一された方法論で記述することが可能になる。

### 2.3 Ibarra & Kitsuseの「共感的対抗レトリック」

さて、社会問題の構築主義アプローチにはリンク・ターンに相当する概念はないのだろうか。同アプローチで「反論」に着目した方法論的枠組みを提案しているのがIbarra & Kitsuse(1993=2000: 76-86)である。Ibarra & Kitsuseは、1.1で定義した「反論」のことを「対抗クレーム」と名付け、これを二種類に類別した。

i.) 一つめは、相手方のクレームの内容に直接反論する「対抗レトリック」である。ii.) 二つめは、相手方のクレームに直接反論せず、相手方の(Bestの枠組みでいう)論拠に対して別の論拠を提示し、「ディスコースの焦点を動かす」(Ibarra & Kitsuse 1993=2000: 77) 反論戦

術である。Ibarra & Kitsuse(1993=2000)においてこの反論戦術は特に命名されていないため、本論文では仮に「論拠ずらしの対抗クレーム」と名付ける。

さらに、i.) 対抗レトリックは、反論先のクレームが「問題だ」と定義している状態を全面的あるいは部分的に承認するか／否かによって「共感的対抗レトリック」／「非共感的対抗レトリック」に分類される。共感的対抗レトリックの代表的な類型として、Ibarra & Kitsuse(1993=2000: 78-82)は理念型として表2.3の五類型を提示している。

表2.3 Ibarra & Kitsuseによる共感的対抗レトリックの五類型

名前	反論の内容
自然現象化	その問題は不可避で、手の打ちようがない。
対策にかかるコスト	問題解決の利益よりも、そのためにかかるコストの方が大きい。
無能力の表明	道徳的には共感するものの、解決のための資源が足りない。
パースペクティヴ化	言い分は分かるが、それはあなたの意見にすぎない。
戦術についての批判	言い分は分かるが、解決のやり方がよくない。

この五類型には射程の異なるものが混在しており、適切な類型化とは言いがたいが<sup>2</sup>、より重要な問題点として、先のBestの事例研究への批判と同様、「言説を人びとの実践的な活動の文脈から切り離して」(中河 1999: 187) 類型化している点が指摘されている。この五類型は対抗クレームそれ自体に含まれるレトリックのみに着目して分類しており、その対抗クレームの前後の文脈、具体的には、a.) 対抗クレームと反論先のクレームの相互の関係(たとえば「共感する」とは相手方のクレームの全てを承認することなのか)、b.) その対抗クレームが申し立てられると、その後の論争のプロセスにいかなる作用をもたらされるのか<sup>3</sup>、という二点についてはあまり顧みられていない。

相手方のクレームの一部を承認したうえで直

接反論するリンク・ターンは「共感的対抗レトリック」の新しい類型として位置づけることができる。そのうえで本論文では、Ibarra & Kitsuseの類型化の問題点を活かして、実際の事例におけるリンク・ターンについてa.) 反論先のクレームとの相互関係を踏まえた特徴と、b.) その後の論争プロセスにもたらした作用を分析する。これにより、「反論」とそれに伴う論点構築という観点から実際の「社会問題」の論争プロセスを分析する方法論的枠組みとしてリンク・ターンを位置づけることができるのみならず、Ibarra & Kitsuseの対抗レトリックの類型を再検討し、より実用的なものへ発展させるためのする手がかりとすることもできるだろう。

### 3. 事例の概略——2010年東京都青少年条例改正論争

#### 3.1 2010年都青少年条例改正論争の経緯

リンク・ターンを観察しやすい事例として(3.2参照)、本論文では2010年に起きた「東京都青少年の健全な育成に関する条例(以下、都青少年条例)」改正案における、性描写を含む漫画規制をめぐる論争を取り上げる。

まず本節では、永山薫・昼間たかし(2010)、

長岡義幸(2010)、赤川(2012, 2013)を参考に、2010年都青少年条例改正論争の経緯について、要点を絞って概説する。

以下で述べる内容を表にすると、表3.1のとおりである。

表3.1 2010年東京都青少年条例改正論争の経緯

月日	出来事
2008.12.24	石原都知事の諮問により第28期青少年問題審議会（青少協）第1回開催
2009.11.24	青少協、答申素案「メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成について」を公開。これに対し創作物規制に対する懸念が多数寄せられる
2010.1.14	青少協、批判を受けて修正した答申案を東京都に提出
2010.2.24	青少年条例の担当部局である治安対策本部が2月改正案を作成し、都議会に提出。都議会総務委員会に付託される。答申素案、答申案にはなかった「非実在青少年」の語が初登場
2010.3.15	有名漫画家らが改正案に反対の記者会見。論争が報道され始める
2010.3.30	都議会総務委員会、全会一致で2月改正案の継続審議を決定
2010.4.26	東京都、2月改正案への批判に対する「質問回答集」を公開
2010.5.17	豊島公会堂で大規模な反対集会。
2010.6.14	都議会自民・公明が「非実在青少年」の語を削除するなどした修正案を総務委員会に提出するも、2月改正案とともに総務委員会で否決
2010.6.16	都議会本会議で2月改正案・修正案否決

### 3.1.1 条例改正案提出までの経緯

本論争の直接的な発端は、青少年の健全育成のため、当時のメディア環境に即した立法を求めた石原慎太郎都知事による諮問で設置された第28期青少年問題審議会が、2009年11月24日に『メディア社会が拡がる中での青少年の健全育成について答申（素案）』（以下、答申素案）を公開し、都青少年条例改正の必要性を訴えたことである。

この答申素案には性描写を含む漫画等に新たな規制を設けるべきとする提言が含まれていたが、公開直後に都内外から1500通以上のパブ

リックコメントが寄せられ、そのほとんどがこの提言に反対するものであった。また2009年12月10日に日本書籍出版協会・日本雑誌協会が連名で公開した答申素案への意見も、創作物規制への懸念が中心であった。

その後、青少協は答申素案を修正し、2010年1月14日に答申案を東京都に提出した。これを受けて、東京都青少年治安対策本部が条例改正案（以下、2月改正案）を作成し、2010年2月24日に開会した東京都議会に提出。同案は都議会総務委員会に付託された。

### 3.1.2 条例改正案の内容

では、2月改正案は性描写を含む漫画等の規制をどのように改正しようとしていたのか。改正前から都青少年条例には、①「青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」図画等を18歳未満の青

少年に販売することについて、業界に自主規制する努力義務を課し（七条）、そのうち著しく過激なものについては都が「不健全な図書」に指定し（以下、不健全図書指定）（八条）、18歳未満への販売を禁止する（九条）制度があった。

2月改正案は、①の基準を七条一号として再

配置し、②七条二号に新しい基準を追加することで、「性的感情を刺激しないまでも……青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害する可能性がある」（3月18日<sup>4</sup>総務委員会、浅川英夫青少年・治安対策本部参事発言<sup>5</sup>）18歳未満の青少年キャラクター（条文案中では「非実在青少年」）の性行為を「みだりに」「肯定的に」

### 3.1.3 2月改正案に対する批判

この「非実在青少年」という語は答申案にはなく、2月改正案が初出である。この語を含む七条二号に対し、「みだりに」、「肯定的に」といった語が曖昧で、行政による濫用のおそれや、出版業界に対する過剰な萎縮効果があるなどの理由から反対の声があがった。

2010年3月15日には、藤本由香里・明治大学教授を代表とした「東京都青少年健全育成条例を考える会」が、漫画家の里中満智子や永井豪らとともに2月改正案反対の立場から記者会見を行い、大手新聞メディアを中心にこの問題に関する報道が増え始めた。これを受けて、3月30日、都議会総務委員会は全会一致で2月改正

## 3.2 本事例が問いの検討に適している理由

本事例は、リンク・ターンの特徴と作用を分析しやすい三点の特徴を持つ。一つめの特徴は、多種多様なクレームが、様々なクレーム申し立て者によって訴えられたという点である。クレームが多く申し立てられ、立場の異なるクレーム申し立て者が論争に参加したことで、本事例は「クレームの相互作用」が起きやすかったと考えられる。

二つめの特徴は、主に論争が盛り上がった期

描写した「漫画等」を自主規制の努力義務の対象にし、そのうち著しく過激なものは都が「不健全な図書」に指定し（以下、不健全図書指定）（八条）、18歳未満の青少年への販売を禁止する（九条）ことができるようにすることを試みたものだった<sup>6</sup>。

案の継続審議を決定した。

4月26日、東京都は2月改正案に対する批判にこたえて「質問回答集」を発表した。一方、5月17日には豊島公会堂において改正案反対集会「どうする?! どうなる? 都条例——非実在青少年とケータイ規制」が開催された。この集会では都議会民主党をはじめ反対派都議や業界団体代表、法・社会学者や作家が反対意見を表明した。

6月14日、都議会自民党・公明党が「非実在青少年」の語を削除した修正案を提出したが、2月改正案・修正案ともに6月16日の都議会本会議において否決された。

間が2010年2月から6月と、比較的短期間である点である。数年にわたって論争が間欠的に盛り上がるような事例では、論争の参加者が入れ替わってしまい、「以前に申し立てられた相手方のクレームを一部認める」というリンク・ターンの構図が明確になりにくいことが考えられる。

最後に、本論争が2月改正案提出後に盛り上がったという特徴も重要である。1990年代初頭

の「有害マンガ」問題は、これとは対照的に「草の根運動的なクレーム申し立てが先行」（赤川 2012: 110）し、議会へと論争が移った。中河伸俊によると、この問題では『「論争」ということばから直接連想されるような、規制強化を求める人たちとそれに反対する人たちが直接向かいあって議論する場面は……例外的だった』（中河 1999: 127）。

これに対し、「政策形成が先行」（赤川 2012: 111）した本事例では、都議会総務委員会を中心に、規制賛成派と規制反対派が直接論争を戦わせる場面が多く見られた。この結果、論争の相手方のクレームに直接反論する場面を豊富に観察することができる。

以上のことから、本事例はリンク・ターンの分析に適した事例であるといえる。

## 4. 事例の分析——二つの論争における「リンク・ターン」

### 4.1 本章の概要

本章では、2010年都青少年条例改正論争におけるリンク・ターンを具体的に分析する。なお、以下の引用では、論争の流れを分かりやすくするため便宜的に [4.2AC1], [4.3NC2] といった符号をクレームに付与した。[4.2], [4.3] の数字は節のことを指し、[AC] は2月改正案に

賛成の“Affirmative Claim”, [NC] は改正案に反対の“Negative Claim”の頭文字である。[AC], [NC] のあとにある数字は、本論文の引用上でのクレームの順番を示す<sup>7</sup>。また、特に注記のないかぎり、引用した発言は東京都議会の議事録を典拠としている。

### 4.2 「メディアの受容環境の制御が重要」をめぐる「リンク・ターン」

まず、赤川（2012: 119-22）でも分析されている「メディアの受容環境の制御」をめぐる論争を見てみよう（下線部は引用者による）。なお、浅川英夫青少年・治安対策本部参事（3.1.2 初出）は、提出者として都議に改正案成立のための説明を行う立場の人物である。

[4.2AC1]（3月18日都議会総務委員会、浅野克彦民主党都議との質疑で）浅川参事「性的感情を刺激しないまでも、強姦であるとか輪姦であるとか……青少年の性に關する健全な判断能力の形成を阻害する可能

性があるんじゃないかというものについて、我々としてはやはりこれは不健全図書  
の指定をして区分陳列をしていただきたい」

[4.2NC2]（浅川参事の4.2AC1ののち）浅野都議「首都大学東京の宮台眞司〔原文ママ〕さんの理論を読むと……漫画やアニメの影響が……もともと素因を持った人間がその行動をとってしまうときの最終的な引き金の一つにしかならないというのが、限定効果説というものだそうであります。つまり……一番大切なのは、こういう表現

が受容される環境……重要視すべきは表現内容というよりも、その表現を受容している青少年の環境にある」

(6月11日総務委員会、浅川参事との質疑で) 小山くにひこ民主党都議「(引用者註: 5月18日の総務委員会において) 宮台参考人は、表現規制よりもむしろメディアの受容環境の制御、整備こそ最善策であるとおっしゃられておりました」

[4.2AC3] (小山都議の4.2NC2に答え) 浅川参事「メディアに接触する際の環境が重要であるという宮台教授のご指摘には同意するものでございます……しかし、図書類につきましては、子どもが一人でも買うことができる書店の一般コーナーにある図書類の中に、子どもに対する悪質な性行為を描いた漫画等が売られているのが現状でございます……著しく悪質で明らかに子どもが見ることはふさわしくない図書類については、制度として子どもに見せないようにすることも必要であり、このような制度は、受容環境の制御の一環としても重要な役割を持つものと考えております」

前掲のBestのモデルを用いてこの論争を分析してみよう。4.2NC2は、〈論拠〉「メディアの受容環境の制御が重要」なのだから、〈結論〉「規制を強化する方向の条例改正より優先すべき対策がある」という含意をもって4.2AC1に反論している。これを受けて4.2AC3は、4.2NC2の〈論拠〉を承認する一方、新たに〈前提〉「現

状」を提示することで、〈結論〉の代案、すなわち「条例の改正も受容環境の制御の一環である」と主張し4.2NC2の〈論拠〉—〈結論〉とは正反対の「リンク」を構築している。

このリンク・ターンをきっかけに、「子どもを取り巻く環境の現状」の解釈をめぐる論点が構築された。続きのやりとりを見てみよう。

[4.2NC4] (浅川参事の4.2AC3に対し) 小山都議「都としては、既にこういうさまざまな地域や社会での取り組みがもはや限界であるという認識をされているということです。しかし私どもは、果たして限界なんでしょうかと……東京都はこういう(引用者註: 保護者と子どもによるインターネット利用などの家庭内ルールづくりを促進する)ファミリールール講座を実施されていらっしゃるわけですから……そういった施策をさらに充実、発展させることの方が、より本質的な改善につながるのではないか」

[4.2AC5] (小山都議の4.2NC4に答え) 浅川参事「今のお話の中で、限界があるということについてのご疑問を呈されておりました……子どもが性的対象として描写された悪質な漫画などが、子どもの年齢を問わずに、だれもが読むことができる書棚に置かれ、それを目にした当該の子どもに性に関する判断能力を超える場合は幾らでもあり得る」

4.2NC4は〈前提〉「東京都の施策」を「現状が限界ではない例」として提示し、4.2NC2で訴えた〈結論〉「規制強化より優先すべき対策

がある」という主張をより明確にしている。一方、4.2AC5は4.2AC3と同じ「現状」を提示し、「現状が限界である」ことを訴えている。

#### 4. 3 条例の恣意的運用はよくない・「業界との合意の尊重」をめぐる「リンク・ターン」

4.2AC3が承認した〈論拠〉「メディアの受容環境の制御が重要」は、直接反論先のクレーム(4.2NC2)が訴えていた論拠である。これに対し、規制推進派が規制反対派のクレームに反論するため、反対派が別の機会に申し立てたクレームの一部を承認することでリンク・ターンを行うパターンも存在する(下線部は引用者による)。

[4.3AC1] 2月改正案七条二号による「非実在青少年」の性描写の不健全図書指定案

[4.3NC2] (3月18日総務委員会、浅川参事との質疑で) 田中豪自民党都議「今回、新たに規制の対象としようとしている非実在青少年にかかわる描写は、条例を改正せずとも現行条例で規制ができる」(引用者註: 田中都議は改正案賛成の立場だが、この質問は「このような主張があるので、否定してほしい」というスタンスでなされた。)

[4.3AC3] (田中都議の4.3NC2に答え) 浅川参事「(引用者註: 2月改正案が新たに規制対象としようとしている) 漫画などを(引用者註: 改正せずに) 閲覧規制の対象とするため……現行条文を拡大して解釈す

ることは、まさに、行政の恣意的な運用による表現の自由の過度な規制であるとのそしりを免れないものであると考えております」

(4月26日「質問回答集」(3.1.3参照)において) 「現在の指定基準の解釈は、昭和39年以来の条例の運用の中で、出版業界との間で共通了解の形成に努めてきたものであり……これまでの業界との共通了解を勝手に都が変更し、解釈を拡大することは、それこそが『行政の恣意的な運用』『規定の濫用』になると考えます」(東京都青少年・治安対策本部 2010: 119)

この4.3AC3は、直接反論先の4.3NC2ではなく、別の機会においてNCとして頻繁に申し立てられていた以下のようなクレームの論拠を承認する「リンク・ターン」である。

[4.3NC0] (3月18日総務委員会、浅川参事との質疑で) 古館和憲共産党都議「(引用者註: 性描写を) 肯定的に描いているかどうかの境目も、読者の性的好奇心を満足させるものかどうか、不当に賛美または誇張しているかどうかなど、とらえ方や感じ方が分かれる問題で、恣意的に判断され

る余地が大きなものであります」

(3月18日総務委員会、浅川参事との質疑で)西崎光子生活者ネットワーク都議「とりわけ、非実在青少年の定義についてはわかりにくいのではないかと思います。わかりにくいケースにおいては、行政的裁量の恣意性の問題があると思います」

Bestの枠組みを用いれば、このリンク・ターンは、4.3NC0による「条例の恣意的運用はよくない」という論拠を承認する一方、4.3NC2の〈結論〉「改正案が問題にしている性描写は現行条例で規制できる(ため、改正は不要)」という主張とは正反対の〈結論〉を代案としてぶつけている。すなわち、〈論拠〉「条例の恣意的運用はよくない」からこそ〈結論〉「条例を改正する必要があるのだ」という「リンク」を構築したのである。

しかし、リンク・ターンを契機に前提をめぐる論点が構築された4.2のケースとは異なり、この「条例の恣意的運用はよくない」をめぐるリンク・ターンは、「恣意的運用とは何か」等のより具体的な解釈をめぐる論点は構築されなかった(5.3で考察する)。この4.3AC3に対し、以下の4.3NC4はさらなるリンク・ターンをしにかけていることに注目される。

[4.3NC4] (5月6日総務委員会、浅川参事との質疑において)吉田信夫共産党都議「質問回答集の12番で……(引用者註:4.3AC3という)説明をしています……そ

れだったら当然、事前に、自主規制団体、その代表的な団体が出版倫理協議会だと思いますけれども、こういう団体と、条例を出す前に条例案について合意をする、理解を得られる努力をすべきだったんじゃないですか……ペンクラブや関係団体からも厳しく反対の声が上がるという事態への反省がない」

この4.3NC4もBestの枠組みを用いて分析する。4.3NC4は、4.3AC3のクレイムの〈論拠〉「業界との合意は尊重すべきだ」を承認している。そのうえで、新たに〈前提〉「関係団体から反対の声が上がる事態」を提示することで、業界との合意を尊重すべきだからこそ〈結論〉「改正案提出前に業界の合意を得る必要がある」という代案を提示している。

この再リンク・ターンを契機に、今度は前掲の4.2と同様、前提をめぐる論点が構築される展開となった。

[4.3AC5] (吉田都議の4.3NC4に答え)浅川参事「出版倫理協議会に対しましては、青少年問題協議会の答申の取りまとめ時に、答申素案の内容について説明し意見交換を行ったほか、条例改正案の策定時においてもその内容を説明しております」

[4.3NC6] (浅川参事の4.3AC5に対し)吉田都議「要は、不理解なんだということで説明するという態度なんですよ……あ

わせて条例案への意見や要望を聞くと、そういう努力が見られない」

ここで構築されたのは、当時都が行っていた

ことが「業界との合意にあたるか否か」をめぐる論点である。4.3AC5は「説明済である」という〈前提〉を述べる一方、4.3NC6は「条例案への意見や要望を聞いていない」という〈前提〉を訴えている。

## 5. 考察——対抗レトリックとしての「リンク・ターン」とその作用

### 5.1 対抗レトリックとしての「リンク・ターン」の特徴

本章では、4章のリンク・ターンの事例分析から、そのa.) 特徴とb.) 作用を考察する。

a.) まず、本事例におけるリンク・ターンの特徴をBestの枠組みに即して記述すると、①相手方のクレームの〈論拠〉部分を承認する一方で、②新しい〈前提〉を提示することで、相手

方の〈論拠〉部分と〈結論〉部分の「リンク」に正反対の解釈を当てはめ、③〈結論〉の代案を提示するというものだといえる。

以上の三点を図示したのが、以下の図5.1である。

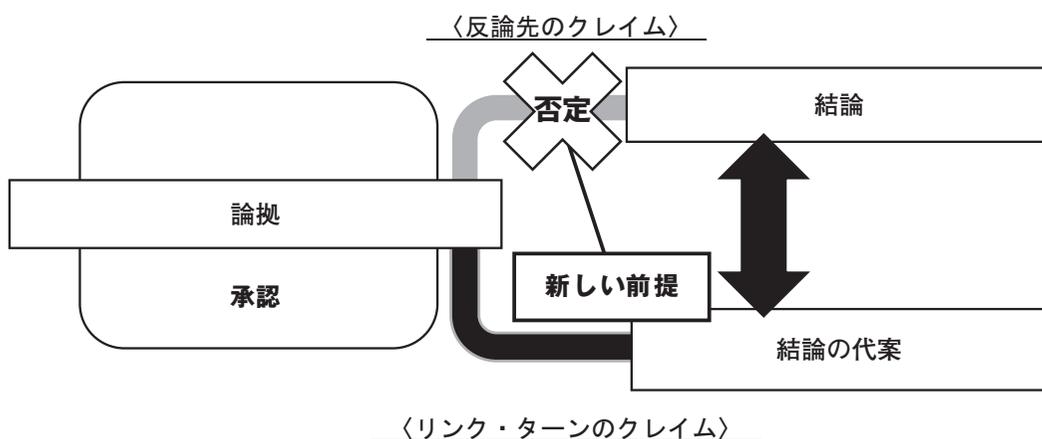


図5.1 2010年都青少年条例改正論争で見られた「リンク・ターン」の特徴

### 5.2 対抗レトリックとしての「リンク・ターン」の作用

b.) 1.1で、リンク・ターンによる反論戦術は競技ディベートの場合と同様に「社会問題」をめぐる論争においても論点の一つを構築する作

用があるのではないかという仮説を提示した。4章の分析を受けてその作用を具体的に記すと、以下の二点であるといえる。

b-1.) リンク・ターンで承認した〈論拠〉に対する反論が論点になりにくくなる。

b-2.) リンク・ターンによる反論がなされると、〈論拠〉を各々の立場に有利になるような〈結論〉にリンクさせるための〈前提〉をめぐる論争が発生する可能性が高い。

b-1.) の作用について具体的に述べる。たとえば4.2では、4.2NC2のクレイムの「メディアの受容環境の制御が重要」という論拠を4.2AC3が承認し、リンク・ターンを行って反論した。このとき、4.2NC4は再反論として「いや、実は受容環境の制御は重要ではない。むしろ青少年は早いうちから雑多な刺激に慣れるべきだ」と訴える選択肢もありえた。しかし、4.2NC4でこの選択肢が選ばれることは考えにくい。この選択肢は4.2NC2で自らが申し立てた論拠を

否定するため、そのクレイム申し立て者が申し立てるNC全体の説得力を減じてしまう可能性があるからである。したがって、4.2NC4は「メディアの受容環境の制御が重要」という論拠を否定することなく4.2AC3に反論する選択肢を選ぶ可能性が高い。これが、リンク・ターンで承認された論拠が論点になりにくくなる作用のしくみである。

そこで、b-2.) の作用がもたらされる。4.2NC4は、4.2AC3が承認した論拠に「リンク」させた結論の代案を支持するために持ち込まれた新しい前提（図5.1参照）に再反論するという戦術を採択したのである。つまり、相手方が持ち込んだ新しい前提に対して別の前提を提示することで、「現状をどう解釈するか」という論点構築されたといえる。

### 5.3 「リンク・ターン」のb-2.) 作用が見られない事例

次に、リンク・ターンがなされたにもかかわらずb-2.) の作用が起きなかった、4.3NC4の「条例の恣意的運用はよくない」という事例について考察したい。

当然のことだが、クレイムには複数の論拠が含まれる場合が多い。4.3AC3にも、4.3NC0から承認した「条例の恣意的運用はよくない」という論拠と、それまでの経緯から見れば「新しい」論拠である「業界との合意の尊重」が含まれていた。この後、前者の論拠をめぐる論点が構築されなかったのは、他と同様にリンク・ターンのb-1.) 作用によるものといえる。一方で、これに反論した4.3NC4は、後者の論拠を承認することで再びリンク・ター

を行った。すなわちb-2.) 作用は起きなかったという構図である。

このとき、4.3NC4は、リンク・ターンであると同時に、2.3で紹介した「論拠ずらしの対抗クレイム」であるといえる。5.1で述べたように、本事例で分析したリンク・ターンはある論拠を承認し、その論拠と結論の「リンク」をめぐる反論するレトリックであった(4.3AC3)。このため、4.3NC4のように承認する論拠を別のものに変更することで、先の論拠と結論の「リンク」をめぐる論争が無効化され、「ディスコースの焦点」(Ibarra & Kitsuse 1993=2000: 77) が動かされる場合があるのではないか。4.3NC4のケースは、リンク・ター

ンのb-2.)作用をいわば無効化する事例として

特筆に値するといえるだろう。

#### 5. 4 「リンク・ターン」に着目した都青少年条例改正論争の分析

最後に、リンク・ターンに着目して2010年都青少年条例改正論争を考察してみたい。

本事例ではリンク・ターンのb-2.)作用によって4.2「子どもを取り巻く環境の現状が、不健全図書指定制度の改正が必要なほどに限界か／否か」、4.3「2月改正案について都は業界と合意形成ができていないか／否か」という前提をめぐる論点が構築された。

重要なのは、これらの論点が構築されたのちに、規制賛成派／反対派のそれぞれの陣営が、各々の前提を補強するための「新しい」前提を

用意するべく行動したことである。たとえば4.2の論点では、「子どもを取り巻く環境の現状」に不安を抱く人々が多いことを可視化するため規制賛成派が事後的に署名を集めたのに対し、規制反対派都議はプロジェクトチームを作り、都内の書店の性描写を含む漫画のゾーニングの「現状」を視察した。

このように、本事例においては、それぞれの陣営の活動を方向付けた要素の一つとしてリンク・ターンの論点構築作用を挙げることができる。

## 6. 本論文の意義と限界

### 6. 1 本論文の意義

本論文では、ディベート研究の枠組みである「リンク・ターン」が実際の「社会問題」の論争においてどのようなa.)特徴とb.)作用を有しているかを分析した。それと同時に、リンク・ターンという枠組みを社会問題の構築主義アプ

ローチに導入することで、実際の社会問題の論争における論点構築プロセスや、各陣営がその論点に対応してとりうる行動について、より明確に説明することができること(5.4)を示した。

### 6. 2 本論文で分析した事例の特殊性

もっとも、本論文は2010年都青少年条例改正論争という一事例におけるリンク・ターンしか分析していない。3.2で述べたように、規制賛成派と反対派がクレームを直接応酬する場面が多くみられたという本事例の特徴は、リンク・ターンの分析に適したものだ。

一方で、議会での論争のような直接対決の場面は、「社会問題」をめぐる論争プロセスの一

部にすぎない点には留意する必要がある。特に近年は、メディアやSNSを通じた間接的な論争によって、「社会問題」の輪郭が形成されていった事例も多く見られる。

では、間接的な論争ではリンク・ターンに着目する意義は薄いのだろうか。本論文では、最後に、むしろ間接的な論争でこそ、リンク・ターンのb-2.)作用によって重要な論点が構築され

うることを強調したい。そのヒントとなるのが5.4の考察である。5.4のように現状を再調査することで前提を掘り下げることが、相手方のクレームを検討する時間が得られる間接的な論争の方が行いやすい。すなわち、間接的な論争におけるリンク・ターンに着目することで、それ

までの論争では自明視されていた前提が揺らぎ、より掘り下げた前提が用いられるようになる場面、すなわち論争のプロセスにおける重要な展開局面をより明瞭に浮かび上がらせることができる可能性が高いといえるのではないだろうか。

## 註

- 1 各用語の邦訳は、Best (1987: 102=2006: 8) に準じた。
- 2 たとえば「パースペクティヴ化」は、反論が必然的にもつ「相手方のクレームを相対化する」作用を総称する定義である一方、他の四類型は、社会問題の存在自体は否定しない点は共通したうえで、どの解決手段を採るかという点に従って極端に細分化されている。
- 3 ただし、Ibarra & Kitsuse (1993=2000: 76-86) には、その共感的対抗レトリックを申し立てた人間がどのように見なされるかという意味での作用についての記述がある。
- 4 以下、本事例で紹介するクレームは、すべて2010年のものである。
- 5 以下、二度目以降の人名は、(浅川参事)のように、(姓+職名)で表記する。
- 6 加えて、改正案には「青少年に対するインターネットフィルタリングの厳格化」、「児童ポルノを許さない機運の醸成」という論点も存在した。しかし、赤川が述べるように(赤川 2012)、本事例で論争が集中したのは不健全図書指定制度をめぐる論点であった。
- 7 この符号は、英語ディベート大会の一形式である「二人制進行形式」で用いられている符号(松本他 2009: 76)を参考に、執筆者が作成したものである。

## 参考文献

- 赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』弘文堂。赤川学, 2013, 『社会問題のサイクルと経路依存性』中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 52-72。
- Best, Joel, 1987, "Rhetoric in Claims-Making," *Social Problems*, 34(2): 101-21. (=2000, 足立重和訳「クレーム申し立てのなかのレトリック」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社, 148-92. )
- , 2008, *Social Problems*, New York: W. W. Norton and Company, Inc.
- 林原玲洋, 2013, 「社会問題の構築とレトリック」中河伸俊・赤川学編『方法としての構築主義』勁草書房, 216-33。
- Holstein, James A. and Gale Miller, 1993, "Reconstituting the Constructionist Program," James. A. Holstein and Gale Miller eds., *Reconsidering Social Constructionism*, New York: Aldine de Gruyter, 241-50. (=2000, 鮎川潤訳「構築主義プログラムの再構成」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社, 105-121. )
- Ibarra, Peter R. and John I. Kitsuse, 1993, "Vernacular Constituents of Moral Discourse," James. A. Holstein and Gale Miller eds., *Reconsidering Social Constructionism*, New York: Aldine de Gruyter, 25-58. (=2000, 中河伸俊訳「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社, 46-104. )
- 長岡義幸, 2010, 『マンガはなぜ規制されるのか』平凡社新書。
- 永山薫・昼間たかし, 2010, 『マンガ論争 3.0』永山薫事務所。
- 松本茂・鈴木健・青沼智, 2009, 『英語ディベート』玉川大学出版部。
- 中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学』世界思想社。
- 佐藤寿昭, 2015, 「児童ポルノ禁止法における実在しない児童の性表現規制論争のレトリック分析」ソシオロギス編集委員会, 39: 211-32。

- 東京都議会総務委員会, 2010, 『会議録』2010年3月18日, 同5月6日, 同6月11日.
- 東京都青少年・治安対策本部, 2010, 「東京都青少年の健全な育成に関する条例 質問回答集」サイゾー & 表現の自由を考える会『非  
実在青少年〈規制反対〉読本 (全文収録)』株式会社サイゾー, 116-21.
- Toulmin, Stephen E., [1958]2003, *The Uses of Argument, Updated ed.*, New York: Cambridge University Press. (=2011, 戸田山和久・  
福沢一吉訳『議論の技法』東京図書.)
- 山本功, 1994, 「構築主義におけるクレーム分析手法の一考察」『大学院研究年報』中央大学文学研究科, 24: 155-66.



佐藤 寿昭 (さとう・としあき)

[生年月] 1988年 (昭和63年) 5月7日

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府社会情報学コース修士 (社会情報学)

[専攻領域] 社会問題の社会学

[主たる著書・論文] (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

佐藤寿昭, 2015, 「児童ポルノ禁止法における実在しない児童の性表現規制論争のレトリック分析——ターンアラウンドによる『擁護者コンテスト』の発生とその作用」『ソシオロギス』(39巻), 211-32.

[所属] 東京大学大学院学際情報学府社会情報学コース博士後期課程

[所属学会] 日本マス・コミュニケーション学会

コンテンツ文化史学会

# Towards Formulating the “Link-Turn” Refutation in Social Problems Controversy: A Study of Controversy over the Revision of Sexually Explicit Manga Regulation in Japan, 2010

Toshiaki Sato\*

This research aims to introduce the term “link-turn”, an interesting refutation style, into a social constructionist approach as a new type of “counter-rhetoric”, through analyzing a case study.

“Link-turn” is originally defined as a refutation strategy in competitive debate. Against a negative argument which points out a disadvantage of an certain policy proposed, a “link-turn” refutation suggests that not only will the proposed policy not have a disadvantage but that the plan will minimize its disadvantage. A “link-turn” refutation thus converts an opponent’s claim into an exact reason to approve the proposed policy.

Not only in competitive debate but also in so-called “social problems” controversy, a “link-turn” refutation style plays an important role. However, a social constructionist approach, which is designed to describe “social problems” controversy, has not yet established a framework in order to precisely comprehend such “link-turn” refutation.

This research attempts to clarify what a “link-turn” refutation can do in its actual application in “social problems” controversy and to make a contribution to a social constructionist methodology. Especially, this article tries to analyze and formulate a “link-turn” refutation by using Joel Best’s social constructionist framework: “the structure of social problems claims” (Best 1987, 2008). To make interactions between claims more visible, this framework resolves each claim into three components: “grounds”, “warrants” and “conclusions”.

As a result of analyzing a case study of the revision of sexually explicit manga regulation in Japan, 2010, a “link-turn” refutation in such actual “social problems” controversy can be defined as (a) counter-rhetoric which: (1) confirms and shares opponent claim’s “warrant” but (2) reintroduce new “grounds” in order to (3) propose alternative “conclusions”. In other words, this refutation denies and converts a “link” between opponent claim’s “warrants” and “conclusions”.

---

Doctor Course, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies/JSPS Research Fellowship for Young Scientists

**Key Words** : Social Constructionist Approach, Debate Study, Claim Analysis, Rhetoric Analysis, Turnaround, Link-turn, Counter-Rhetoric.

Furthermore, this research has found the two effects of a “link-turn” refutation observed in the case study. After this refutation style is employed, it is highly likely that (b-1) the “warrants” which are confirmed and shared by both claims-makers will be rarely rebutted. Alternatively, (b-2) the “grounds” tend to become the very main point in the dispute in order to “link” both sides’ desirable “conclusions”.